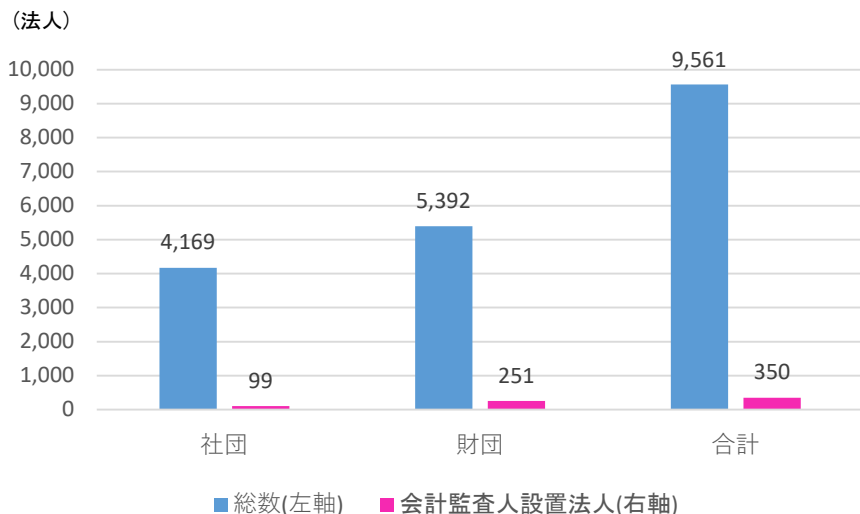


公益法人の会計監査人設置状況（平成30年12月1日時点）

参考資料

会計監査人設置法人の数及び割合



	社団	財団	合計
総数	4,169	5,392	9,561
会計監査人設置法人	99	251	350
設置割合	2.4%	4.7%	3.7%

会計監査人の設置状況（負債額規模別※）

負債額	総数	会計監査人設置法人数	設置割合
0円	835	2	0.2%
1円～10億円未満	8,128	136	1.7%
10億円～20億円未満	154	15	9.7%
20億円～30億円未満	70	10	14.3%
30億円～40億円未満	41	5	12.2%
40億円～50億円未満	42	15	35.7%
50億円以上	187	164	87.7%

会計監査人の設置状況（費用額規模別※）

費用額	総数	会計監査人設置法人数	設置割合
10億円未満	8,603	162	1.9%
10億円～100億円	787	138	17.5%
100億円～200億円	38	23	60.5%
200億円～400億円	17	13	76.5%
400億円～600億円	8	7	87.5%
600億円～800億円	1	1	100%
800億円～1000億円	2	2	100%
1000億円以上	1	1	100%

注）会計監査人の設置に一定の時間を要することなどから、負債50億円以上の公益法人総数と、負債50億円以上で会計監査人を設置している法人数とは必ずしも一致しない。

なお、社会福祉法人の会計監査人の義務付け要件は、負債60億超とされており、今後、負債20億円超にまで段階的な引き下げが想定されている。

注）費用の額はシステム上集計困難であるため、集計項目である「公益目的事業費用」÷「公益目的事業比率」によって推計

※ 会計監査人設置法人であるものの財務データが不明な3法人は集計から除外

【参考】他の法人制度における会計監査人設置基準

法人	基準となる勘定及び額	根拠
旧公益法人	いずれかに該当する法人（要請） ①資産額100億円以上 ②負債額50億円以上 ③収支決算額10億円以上	公益法人の指導監督体制の充実等について（平成13年2月9日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）
一般法人	負債額200億円以上	一般法人法第2条第2号・第3号、第62条、第171条
社会福祉法人（現行）	いずれかに該当する法人 ①収益30億円超 ②負債60億円超	社会福祉法第37条、 同法施行令第13条の3
社会福祉法人（段階的拡大後）	いずれかに該当する法人 ①収益10億円超 ②負債20億円超	社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の公布について（平成28年11月11日付け厚生労働省社会・援護局長）
株式会社	いずれかに該当する法人 ①資本金額5億円以上 ②負債額200億円以上	会社法第2条第6号、第328条
独立行政法人 地方独立行政法人	いずれかに該当する法人 ①資本金額100億円以上 ②負債額200億円以上	独立行政法人通則法第39条、共通事項政令第3条 地方独立行政法人法第35条、同法施行令第7条
【参考】特別の法律により設立される法人（注1）	収支決算額がおおむね10億円以上の法人（努力規定）	特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準（平成18年8月15日閣議決定）
【参考】特別の法律により設立される民間法人（注2）	収支決算額がおおむね50億円以上の法人（努力規定）	特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準（平成14年4月26日閣議決定。平成18年8月15日一部改正）
【参考】NPO法人	認定NPO法人に係る認定基準（任意選択）（注3）	特定非営利活動促進法第45条第3号ハ

注1： 「特別の法律により設立される法人」とは、商法及び民法以外の法律に基づき設立され、全国を地区とする法人（独法等を除く。）のうち、法律により国の事務を行うことが規定される等の要件に該当する法人をいう。

注2： 「特別の法律により設立される民間法人」とは、民間の一定の事務・事業について公共上の見地からこれを確実に実施する法人を少なくとも一つ確保することを目的として、特別の法律により設立数を限定して設立され、国が役員を任命せず、かつ、国又はこれに準ずるものの出資がない民間法人（地方公共団体が設立主体となる法人を除く。）のことをいう。

注3： 公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は青色申告法人と同等の帳簿書類を備え付けてこれに取引を記録し、当該帳簿書類を保存していることが認定NPO法人の認定基準とされている。